

監査事務局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(平成28年12月6日付け28川監第622号)

(目的及び設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条第1項の規定に基づき、監査事務局における働き方・仕事の進め方改革に係る事項について検討し実施することを目的として、監査事務局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、監査事務局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、行政監査課長をもって充てる。
- 4 本部員は、財務監査課長及び財務監査課担当課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、行政監査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。